

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長久手市は、健康管理関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長久手市役所

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③未熟児養育医療における費用の徴収に関する事務 ④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る未熟児養育医療事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 ⑤健康増進法による健康増進事業に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑧その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令に関する障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健報告書・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理 住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号)、第19条の第6号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 番号表第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会を行う場合のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二(情報提供の根拠 26、56の2、87及び115の2の各項 情報照会の根拠 17、18、19、69の2、70、102の2及び115の2の各項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康推進課、子ども部子ども家庭課

②所属長の役職名	健康推進課長、子ども家庭課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	総務部行政課庶務係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	総務部行政課庶務係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	長久手市情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを行っている。また、文書の紛失を防ぐために、複数人による確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	3 法令上の根拠	別表「第1、第10項、第49項及び第76項」	別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」	事前	
令和3年3月12日	4 ②法令上の根拠	別表第二(情報提供の根拠 26、56の2及び87の各項 情報照会の根拠 17、18、19及び70の各項)	別表第二(情報提供の根拠 26、56の2、87及び115の2の各項 情報照会の根拠 17、18、19、70及び115の2の各項)	事前	
令和3年3月12日	1 ②事務の概要	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④その他	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤その他	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤その他	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うこと。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うこと。) ⑥その他	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 番号法第19条第5号(委託先への提供) 2 番号表第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会を行う場合のみ)	事後	
令和3年8月23日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うこと。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行うこと。) ⑥その他	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥その他	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月23日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年12月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための	行政手続における特定の個人を識別するための 行政手続における特定の個人を識別するための 1 番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 番号表第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会を行う場合のみ)	事後	
令和4年8月31日	II しきい値判断項目	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年3月1日	I 1 ② 事務の概要	②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。	②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	
令和6年3月1日	I 1 ② 事務の概要	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥その他	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥未熟児養育医療における費用の徴収に関する事務 ⑦その他	事後	未熟児養育医療に関して、費用の徴収の項目を追加
令和6年7月8日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥未熟児養育医療における費用の徴収に関する事務 ⑦その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令に関する障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による子どもの予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③未熟児養育医療における費用の徴収に関する事務 ④その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令に関する障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健報告書を作成し報告を行う事務	事後	部署変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月8日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1 番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会を行う場合のみ)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号)	事後	部署変更による修正
令和6年7月8日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉部健康推進課 健康推進課長	子ども部子ども家庭課 子ども家庭課長	事後	部署変更による修正
令和6年7月8日	II しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月8日	I 1 ② 事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による子どもの予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務。妊娠届出は、サービス検索・電子申請機能でも受領を行い、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 ③未熟児養育医療における費用の徴収に関する事務 ④その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令に関する障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健報告書を作成し報告を行う事務	④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る未熟児養育医療事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	PMH参加による修正
令和6年7月8日	I 1 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub(PMH)	事後	PMH参加による修正
令和6年7月8日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表「第1、第10項、第49項、第76項及び第93の2」(平成25年法律第27号)、第19条の第6号	事後	PMH参加による修正
令和6年10月30日	I ②事務概要、システム名称、法令上の根拠	子ども家庭課・健康推進課で分かれている状態、かつ予防接種VRSIに関しての情報の記載がある。	子ども家庭課と健康推進課の内容を統合し、VRSの記載を削除した。		
令和6年10月30日	I 3 法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二(情報提供の根拠 26、56の2、87及び115の2の各項 情報照会の根拠 17、18、19、69の2、70及び115の2の各項)	番号法第19条7号 別表第二(情報提供の根拠 26、56の2、87及び115の2の各項 情報照会の根拠 17、18、19、69の2、70、102の2及び115の2の各項)		